

1 改定の背景

前橋市は、平成21年の中核市への移行に伴い、景観法が定める景観行政団体となり、同年に前橋市景観計画並びに景観条例を定めました（翌年から施行）。それから17年が経過する中で、景観に関わる各種行政計画（第七次前橋市総合計画、前橋市都市計画マスタープラン等）が策定・改定され、計画策定時点にはなかった新たな計画（アーバンデザイン、歴史的風致維持向上計画等）やそれに関連した取り組みもスタートしていることから、景観形成のこれまでの成果と課題を総括したうえで、これからの景観保全・景観形成のあり方を示すため、現計画の共通指針「人が生きる風景を守り、育む」を基本にしつつ、本市の景観を取り巻く様々な状況変化を考慮しながら、前橋市景観計画を改定します。

2 景観形成の方針

現計画で目指すものとして位置づけている「人が生きる風景を守り、育む」という目的を達成するため、その手段となる景観形成の方向性とテーマを定めています。

〈計画のテーマ〉「振り返りたくなる風景がある」

景観形成には長期的な視点が必要であることから、本市のこれまでの歩みを継承するとともに、その一貫性を担保するために、現在の計画のテーマ「振り返りたくなる風景がある」を継承しています。

また、計画のテーマを具現化するために、現計画では景観形成方針（景観形成の基本的方策）、体制整備方針（景観形成のための体制の整備）、観光整備方針（景観資源の保全・活用）を定めており、その内容を現状に合わせた更新を行っています。



3 新たな景観形成に向けて【新規】

現在進行している新たな計画等の要素を、景観計画に加えます。

① 歴史的風致維持向上計画（歴まち計画）との連携

歴まち計画では、「歴史的風致（歴史的な風情・情緒・たたずまいが感じられる一定のまとまり）」を3地域設定し、それぞれの維持向上を図るとしており、中でも「けやき並木通りにおける景観のあり方」と「歴史的風致が認められる範囲における規制・誘導策」は景観計画に委ねる指針が示されていることから、その要素を取り入れます。



② 赤城山の景観形成への取り組み

群馬県と前橋市は、令和4年度に策定した「県立赤城公園の活性化に向けた基本計画」に基づき、自然豊かな赤城山の景観を守っていくことを目的に「赤城山景観ガイドライン」を策定しました。景観計画では県立赤城公園が自然公園に指定されることを踏まえ、ガイドラインの運用及び、景観誘導・景観形成の考え方を整理します。



③ 新しいまちづくりの取り組みとの連携

官民協働で策定したアーバンデザインにより、中心市街地では、その使い方やデザイン性を高めたまちづくりが進められています。また、県庁からJR前橋駅までのけやき並木通りでは「クリエイティブシティ構想」によるウォークラブルなまちづくりが進められており、こうした動きを踏まえ、中心市街地での都市的景観の形成に配慮します。



前橋市景観計画改定のポイント

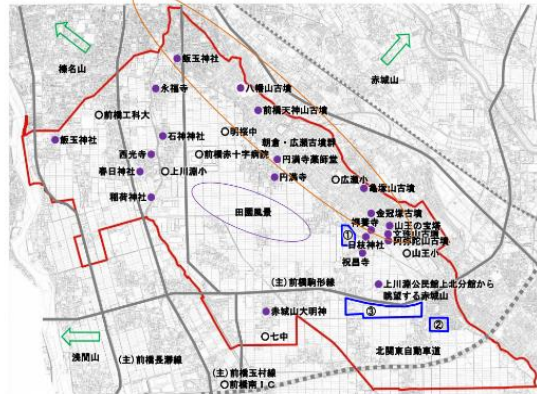
4 地区の目カルテ【更新】

各地区の景観づくりの課題・方向性をまとめた地区景観の診断書「地区の目カルテ」を、現計画の策定時点からどれほど変化したか、各地域の自治会へのアンケートや対話型説明会の実施を通して、住民の方の景観に対する確認し、地区の現状に合わせた更新します。

【上川淵地区】

■当地区の特徴と課題

- 当地区は、整然とした街並みの住宅地と工業地、平坦で広がりある水田地帯、点在する農村集落で構成され、「美田」と称される田園風景と大きく開けた赤城山の眺望が特徴的です。
- 住宅地の一部は、「朝倉・広瀬古墳群」を開削した土地であるため、住宅地の中に大小の古墳が見られる独特の街並みとなっています。
- 農村集落の中には、「環濠屋敷」と呼ばれる古い屋敷構えを備えた住宅が散見されますが、時代の流れとともに減少傾向にあります。
- 令和元年に前橋赤十字病院が移転新築され、周辺道路の拡幅や新設等と相まって地区の発展が期待される一方、交通事情や地区景観の変化が懸念されています。



■データ

【地区指定等】

- 地区計画
- ① 西善住宅団地
- ② 中内地区
- ③ 西善・中内地区

【主な景観資源】



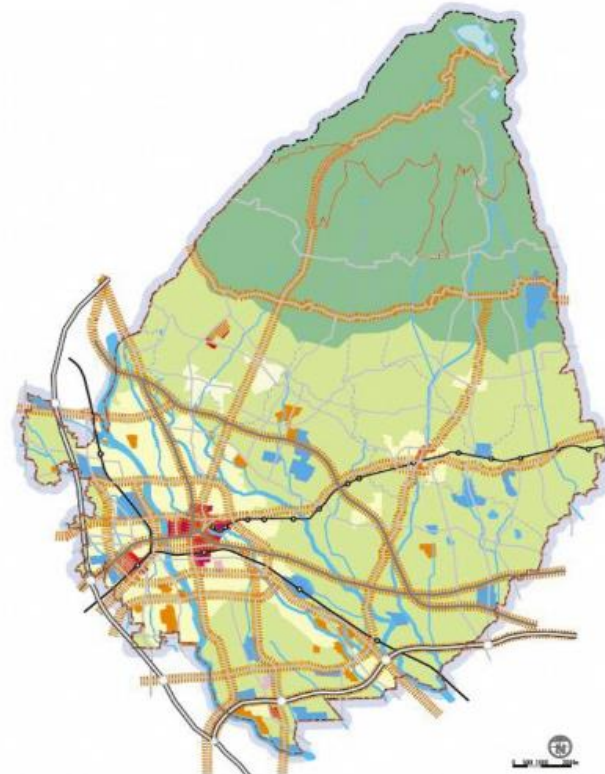
■景観形成の方向性

- 特徴的な地区景観の保全
 - ・当地区の特徴である「美田」と赤城山の眺望を保全する景観形成施策が求められます。
- 拠点施設の道路景観
 - ・前橋赤十字病院の周辺道路は、屋外広告物の適正配置には特に留意する必要があります。

5 景観形成基準と景観類型【更新】

前橋の風景を守り、将来性の高い景観を形成していく基礎的環境を整えることを目的に定めている「景観類型」と類型毎の「景観形成基準」の基礎となる、景観類型図を地域の土地利用の現状に合わせて更新します。また、景観形成基準について、内容は改定前の考え方を踏襲しつつ、よりわかりやすい形に見直しを行います。

景観類型図



6 景観形成にかかる他法令の基準【新規】

景観形成には、都市計画法が規定する形態・意匠・色彩などの制限や、条例等で規定する本市独自の景観形成に関する規制など、他の法令（法律・政令・省令）や例規（条例・規則・規定）を遵守する必要があることから、関係法令等を掲載します。

<① 風致地区・地区計画>

ア 風致地区（都市計画法第58条）

イ 地区計画

（都市計画法第58条の2、景観法第76条）

<② 屋外広告物に関する行為の制限に関する事項>

（屋外広告物法、景観法第8条第2項）

屋外広告物の無秩序な設置や不適切な表示は、街並みの調和を阻害する要因にもなるため、ア 違反広告物とイ 危険広告物への対応を明記します。

<③ 前橋市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例>

本計画の景観形成基準に適合するよう、自然環境や景観の維持、生活環境の保全、周辺景観との調和に関する事項等を明記します。